

新旧対照表

新	旧
高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱 第1条～第3条 略 (補助対象事業者) 第4条 略 (1) 略 (2) 別表第1に定める起業支援プログラムを<u>補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)</u>の完了日までに修了すること。 (3) 略 (4) 補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の1月31日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに<u>起業等</u>を行う者(補助金の交付決定日の所属する年度より前に所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。)であること。 (補助対象事業) 第5条 <u>補助事業</u>は、補助事業者が行う事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (1)～(3) 略 (補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第6条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第<u>2</u>に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 2 略 (補助金の交付申請) 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第<u>3</u>に定める区分に応じて別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 なお、同時に複数の区分での申請を行うことはできない。 2 略	高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱 第1条～第3条 略 (補助対象事業者) 第4条 略 (1) 略 (2) 別表第1に定める起業支援プログラムを<u>補助事業期間</u>完了日までに修了すること。 (3) 略 (4) <u>本事業の</u>補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の1月31日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに<u>起業、事業承継又は第二創業(以下、「起業等」という。)</u>を行う者(補助金の交付決定日の所属する年度より前に所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。)であること。 (補助対象事業) 第5条 <u>補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)</u>は、補助事業者が行う事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (1)～(3) 略 (補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第6条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第<u>3</u>に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 2 略 (補助金の交付申請) 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第<u>2</u>に定める区分に応じて別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。なお、同時に複数の区分での申請を行うことはできない。 2 略

新	旧
第8条～第12条 略 (補助金の額の確定等) 第13条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る<u>補助事業</u>の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するとともに、請求に基づき補助金を支払うものとする。 第14条～第15条 略 (補助金の交付決定の取消し及び返還) 第16条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>補助事業完了日</u>までに<u>起業等</u>に至らなかった場合 (6) <u>補助事業完了日</u>までに本県に居住しなかった場合 2 略 第17条 略 (成果の取りまとめ) 第18条 補助事業者は、<u>補助事業完了後の事業</u>の成果を報告するため、<u>補助事業完了日</u>の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月30日までに別記第11号様式による事業化状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該補助事業が実施年度の12月末までに完了していないものについては、当該年度のみ実績報告書をもって補助事業の成果の報告に代えるものとする。 2 補助事業者は、<u>補助事業完了年度</u>の翌年度から5年間、県のフォローアップを受けるものとする。 第19条～第22条 略	第8条～第12条 略 (補助金の額の確定等) 第13条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る<u>補助対象事業</u>の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するとともに、請求に基づき補助金を支払うものとする。 第14条～第15条 略 (補助金の交付決定の取消し及び返還) 第16条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>補助事業期間完了日</u>までに<u>起業</u>に至らなかった場合 (6) <u>補助事業期間完了日</u>までに本県に居住しなかった場合 2 略 第17条 略 (成果の取りまとめ) 第18条 補助事業者は、<u>事業完了後の補助事業</u>の成果を報告するため、<u>補助事業の完了した日</u>の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月30日までに別記第11号様式による事業化状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該補助事業が実施年度の12月末までに完了していないものについては、当該年度のみ実績報告書をもって補助事業の成果の報告に代えるものとする。 2 補助事業者は、<u>事業実施年度</u>の翌年度から5年間、県のフォローアップを受けるものとする。 第19条～第22条 略

新				旧			
附 則 1 略 2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第9条第1項第6号及び第2項、第14条から第16条まで、第18条、第19条並びに第21条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 <u>この要綱は、令和7年4月 日から施行する。</u> 別表第1（第4条関係） 略 別表第<u>2</u>（第6条関係）				附則 1 略 2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第9条第1項第6号及び第2項、第14条から第16条まで、第18条、第19条並びに第21条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 別表第1（第4条関係） 略 別表第<u>3</u>（第6条関係） 略			
補助対象事業区分	補助対象経費	補助対象経費 (小科目)	補助率及び補助限度額	補助対象事業区分	補助対象経費	補助対象経費 (小科目)	補助率及び補助限度額
起業環境整備事業	起業及び新事業展開のための準備に必要な経費	補助事業の実施に必要な経費のうち、 人件費 謝金	補助率：2分の1以内 補助限度額： （1）通常枠 下限：60万円 上限：200万円 （2）中山間地域枠 下限：30万円 上限：100万円	起業環境整備事業	起業及び新事業展開のための準備に必要な経費	補助事業の実施に必要な経費のうち、 人件費 謝金	補助率：2分の1以内 補助限度額： （1）通常枠 下限：60万円 上限：200万円 （2）中山間地域枠 下限：30万円 上限：100万円
市場調査等事業	新たな商品又はサービスの市場調査等のために必要な経費	旅費 需用費 印刷製本費 修繕費 役務費		市場調査等事業	新たな商品又はサービスの市場調査等のために必要な経費	旅費 需用費 印刷製本費 修繕費 役務費	
商品・技術開発等事業	商品又は技術の開発のために必要な経費	委託費 使用料及び賃借料 工事費 原材料費		商品・技術開発等事業	商品又は技術の開発のために必要な経費	委託費 使用料及び賃借料 工事費 原材料費	
販路開拓事業	商品又はサービスの販路開拓及び販売促進のために必要な経費（情報発信及び広報含む）	備品購入費 負担金 その他知事が必要であると認めるもの		販路開拓事業	商品又はサービスの販路開拓及び販売促進のために必要な経費（情報発信及び広報含む）	備品購入費 負担金 その他知事が必要であると認めるもの	

新	旧																		
※補助対象とならない経費（例） ・ <u>単価が 1,000 円（消費税抜き）以下の経費</u> 略 ・火災保険料、地震保険料及び、車 <u>両</u> 保険料等各種保険料 略 別表第 <u>3</u> （第 7 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>区分の説明</th><th>地域</th></tr><tr><td>通常枠</td><td>社会性及び必要性が非常に高い事業</td><td>県内全域</td></tr><tr><td>中山間地域枠</td><td>社会性及び必要性が<u>ある</u>事業</td><td>県内の中山間地域※</td></tr></table> ※高知市を除く 33 市町村及び <u>高知市の土佐山・鏡地域</u> 別表第 4（第 8 条、第 9 条、第 16 条関係） 略	区分	区分の説明	地域	通常枠	社会性及び必要性が非常に高い事業	県内全域	中山間地域枠	社会性及び必要性が <u>ある</u> 事業	県内の中山間地域※	※補助対象とならない経費（例） ・ <u>（空欄）</u> 略 ・火災保険料、地震保険料及び、車 <u>輜</u> 保険料等各種保険料 略 別表第 <u>2</u> （第 7 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>区分の説明</th><th>地域</th></tr><tr><td>通常枠</td><td>社会性及び必要性が非常に高い事業</td><td>県内全域</td></tr><tr><td>中山間地域枠</td><td>社会性及び必要性が<u>高い</u>事業</td><td>県内の中山間地域※</td></tr></table> ※高知市を除く 33 市町村及び <u>土佐山・鏡地域</u> 別表第 4（第 8 条、第 9 条、第 16 条関係） 略	区分	区分の説明	地域	通常枠	社会性及び必要性が非常に高い事業	県内全域	中山間地域枠	社会性及び必要性が <u>高い</u> 事業	県内の中山間地域※
区分	区分の説明	地域																	
通常枠	社会性及び必要性が非常に高い事業	県内全域																	
中山間地域枠	社会性及び必要性が <u>ある</u> 事業	県内の中山間地域※																	
区分	区分の説明	地域																	
通常枠	社会性及び必要性が非常に高い事業	県内全域																	
中山間地域枠	社会性及び必要性が <u>高い</u> 事業	県内の中山間地域※																	

新旧対照表

新	旧
別記 第1号様式（第7条関係） 令和 年 月 日 高知県知事 様 申請者 所在地 名称 代表者名 (生年月日：) 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付申請書 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金の交付を、下記のとおり申請します。 記 1～3 略 4 添付資料 (1)～(4) 略 (5) 県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙7）及び、本人確認書類の写し (6) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙8） (7) 現在検討を進めている事業を説明する書類 (8) 補助金の振込口座がわかる書類 <u>の写し</u> (9) 個人の場合、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」 <u>の写し</u>（既に開業している場合） (10) 法人の場合、定款又は登記事項証明書 <u>の写し</u>（既に設立している場合） 【以下、既に設立している法人が既存事業と異なる新事業を行う法人等の設立の場合、既存法人について提出が必要な資料】 (11) 会社等パンフレット <u>(写しでも可)</u> (12) 定款又は登記事項証明書 <u>の写し</u> (13) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等） <u>の写し</u>	別記 第1号様式（第7条関係） 令和 年 月 日 高知県知事 様 申請者 所在地 名称 代表者名 (生年月日：) 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付申請書 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金の交付を、下記のとおり申請します。 記 1～3 略 4 添付資料 (1)～(4) 略 (5) 県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙7）及び、本人確認書類の写し（※） ※ <u>補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</u> <u>(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</u> (6) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙8） (7) 現在検討を進めている事業を説明する書類 (8) 補助金の振込口座がわかる書類 (9) 個人の場合、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」（既に開業している場合） (10) 法人の場合、定款又は登記事項証明書（既に設立している場合） 【以下、既に設立している法人が既存事業と異なる新事業を行う法人等の設立の場合、既存法人について提出が必要な資料】 (11) 会社等パンフレット (12) 定款又は登記事項証明書 (13) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）

新旧对照表

新				旧			
第4号様式（第11条関係）				第4号様式（第11条関係）			
令和 年 月 日				令和 年 月 日			
高知県知事様				高知県知事様			
申請者 所在地 名称 代表者名				申請者 所在地 名称 代表者名			
高知県地域課題解決起業支援事業費補助金変更（廃止）承認申請書				高知県地域課題解決起業支援事業費補助金変更（廃止）承認申請書			
令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について下記のとおり内容を変更（廃止）したいので、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により承認されるよう申請します。				令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について下記のとおり内容を変更（廃止）したいので、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により承認されるよう申請します。			
記				記			
1 変更（廃止）内容				1 変更（廃止）内容			
(1) 変更（廃止）の内容				(1) 変更（廃止）の内容			
☐	申請項目	変更前	変更（廃止）	☐	申請項目	変更前	変更（廃止）
☐	補助事業の内容の変更			☐	補助事業の内容の変更		
☐	補助事業の実施期間変更	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	☐	補助事業の実施期間変更	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
☐	補助事業の中止又は廃止			☐	補助事業の中止又は廃止		
☐	交付決定額の増額	(交付決定額) 円	(交付申請額) 円	☐	交付決定額の増額	(交付金額) 円	(交付金額) 円
		(総事業費) 円	(総事業費) 円			(総事業費) 円	(総事業費) 円

新				旧			
☐	交付決定額の 20 パーセントを超える減額	(交付 <u>決定額</u>)	(交付 <u>申請額</u>)	☐	交付決定額の 20 パーセントを超える減額	(交付 <u>金額</u>)	(交付 <u>金額</u>)
		円	円			円	円
☐	補助対象事業区分ごとに配分された額の 20 パーセントを超える変更 <u>※該当する補助対象事業区分のみ記載</u>	(起業環境整備事業)	(起業環境整備事業)	☐	補助対象事業区分ごとに配分された額の 20 パーセントを超える変更	(起業環境整備事業)	(起業環境整備事業)
		円	円			円	円
		(市場調査等事業)	(市場調査等事業)			円	円
		(商品・技術開発等事業)	(商品・技術開発等事業)			円	円
		(販路開拓事業)	(販路開拓事業)			(販路開拓事業)	(販路開拓事業)
		円	円			円	円
(2) 変更（廃止）の理由				(2) 変更（廃止）の理由			
2 添付資料				2 添付資料			
(1) 変更（廃止）の内容及び変更後の申請額が分かるもの				(1) 変更（廃止）の内容及び変更後の申請額が分かるもの			
(2) その他必要書類				(2) その他必要書類			

新旧对照表

新	旧
第 6 号様式（第 12 条関係） 令和 年 月 日 高知県知事様 申請者所在地 名称 代表者名 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金実績報告書 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県地域課題解決起業支援事業費補助金に係る補助事業を実施しましたので、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、その実績を報告します。 記 1 補助金交付決定額 円 2 補助事業実績書（別紙 1） 3 補助事業収支精算書（別紙 2） 4 補助事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 5 事業開始日 令和 年 月 日 6 添付資料 - 個人の場合、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」 - 法人の場合、定款又は登記事項証明書 <u>の写し</u> - 事業開始日が分かる資料 <u>の写し</u> - 住民票（実績報告書提出日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの） <u>の写し</u> - 起業支援プログラムの修了を証するもの（補助金交付申請時に未提出の方のみ。） - その他補助事業内容を確認するために必要とする書類（領収書等） <u>の写し</u> - 金融機関からの借入を証明できる書類（残高証明書等） <u>の写し</u> ※補助金交付額が 100 万円超の場合のみ	第 6 号様式（第 12 条関係） 令和 年 月 日 高知県知事様 申請者所在地 名称 代表者名 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金実績報告書 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県地域課題解決起業支援事業費補助金に係る補助事業を実施しましたので、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、その実績を報告します。 記 1 補助金交付決定額 円 2 補助事業実績書（別紙 1） 3 補助事業収支精算書（別紙 2） 4 補助事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 5 事業開始日 令和 年 月 日 6 添付資料 - 個人の場合、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」 - 法人の場合、定款又は登記事項証明書 - 事業開始日が分かる資料 - 住民票（実績報告書提出日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの） - 起業支援プログラムの修了を証するもの（補助金交付申請時に未提出の方のみ。） - その他補助事業内容を確認するために必要とする書類（領収書等） - 金融機関からの借入を証明できる書類（残高証明書等） <u>（補助金交付額が 100 万円超の場合のみ）</u>

新									旧												
別紙 1 補助事業実績書 (単位：円)									別紙 1 補助事業実績書 (単位：円)												
補助対象 事業区分	予算額	領 収 証	項 目	総事業費	うち補助対 象 経費	注 文 日	納 品 日	支 払 日	補助対象 事業区分	予算額	領 収 証	項 目	総事業費	うち補助対 象 経費	注 文 日	納 品 日	支 払 日				
起業環境整 備事業									起業環境整 備事業												
			小計									小計									
市場調査等 事業									市場調査等 事業												
			小計									小計									
商品・技術 開発等 事業									商品・技術 開発等 事業												
			小計									小計									
販路開拓事 業									販路開拓事 業												
			小計									小計									
計			—						計			—									
				補助金申請額									補助金申請額								

新	旧
(注1)～(注2) 略 (注3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告する場合は、次の<u>算式</u>を明記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除額＝補助金額 別紙2 略	(注1)～(注2) 略 (注3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告する場合は、次の<u>参式</u>を明記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除額＝補助金額 別紙2 略

新旧対照表

新											旧										
第8号様式（第14条関係） 取得財産等管理台帳（ 年度） <u>申請者</u> <u>所在地</u> <u>名称</u> <u>代表者名</u>											第8号様式（第14条関係） 取得財産等管理台帳（ 年度） 										
補助金名：高知県地域課題解決起業支援事業費補助金											補助金名：高知県地域課題解決起業支援事業費補助金										
区分 財 産 名	規格	数量 <u>(注) 1</u>	単価 <u>(税抜)</u>	取得金額 (税抜) A <u>(注) 2</u>	取得 年月日 <u>(注) 3</u>	設置場所 <u>の住所</u>	県補助金額 B <u>(注) 4</u>	圧縮後 金額 C=A-B	減価 償却 年数	備考 <u>(注) 5</u>	区分 財 産 名	規格	数量	単価	取得金額 (税抜) A	取得 年月日	設置 場所	県補助 金額 B	圧縮後 金額 C=A-B	減価 償却 年数	備考
			円	円			円	円						円	円			円	円		
(注) 1 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。 2 取得金額は、税抜で記入してください。 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記入してください。 4 県補助金額は、千円未満切捨て記入してください。 5 減価償却年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間のことをいいます。記入に当たっては、税理士又は税務署に確認することとし、確認先を「備考」欄に記入してください。											(注) 1 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。 2 取得金額は、税抜で記入してください。 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記入してください。 4 県補助金額は、千円未満切捨て記入してください。 5 減価償却年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間のことをいいます。記入に当たっては、税理士又は税務署に確認することとし、確認先を「備考」欄に記入してください。										

新旧对照表

新					旧							
第 11 号様式（第 18 条関係）					第 11 号様式（第 18 条関係）							
令和 年 月 日					令和 年 月 日							
高知県知事		様			高知県知事		様					
		申請者 所在地 名称 代表者名					申請者 所在地 名称 代表者名					
高知県地域課題解決起業支援事業費補助金に係る事業化状況報告書					高知県地域課題解決起業支援事業費補助金に係る事業化状況報告書							
令和 年度の事業化状況について、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。					令和 年度の事業化状況について、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。							
記					記							
1 略					1 略							
2 事業化及び収益状況					2 事業化及び収益状況							
(1) 報告期間					(1) 報告期間							
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日							
(2) (1)にかか事業化及び収益状況の概要					(2) (1)にかか事業化及び収益状況の概要							
(3) 事業化状況					(3) 事業化状況							
		売上高（円）		従業員数（人）					売上高（円）		従業員数（人）	
会社全体(※)				34 歳以下		35 歳以上						
				男性	女性	男性	女性					
うち補助事業分				34 歳以下		35 歳以上						
				男性	女性	男性	女性					
※該当期間の決算書及び税務申告書控を添えてください。					※該当期間の決算書及び税務申告書控を添えてください。							
<u>※従業員数は代表者を除く、3 月末時点の人数を記載してください。</u>												